

## 船舶のトン数の測度に関する法律

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 国際トン数証書及び国際トン数確認書を返還することができない場合の届け出
- ② 手続根拠 :  
(国際トン数証書) : 船舶のトン数の測度に関する法律第8条第6項及び同法施行規則第67条  
(国際トン数確認書) : 同法第8条第8項(準用規定)及び同法施行規則第68条(準用規定)
- ③ 手続対象者 : 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶の船舶所有者が、以下に掲げる事由により国際トン数証書又は国際トン数確認書を国土交通大臣に返還しなければならない場合に、返還することができない者
- ・ 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき
  - ・ 船舶が日本の国籍を喪失したとき
  - ・ 船舶の存否が3ヶ月間不明になったとき
  - ・ 船舶が国際航海に従事する船舶でなくなったとき
  - ・ 船舶が長さ24メートル以上の船舶でなくなったとき
- ④ 提出時期 : 国際トン数証書又は国際トン数確認書を返還する事由が生じた事実を知った日から2週間以内
- ⑤ 提出方法 : 返還することができない理由等を記載した届出書を、当該船舶の船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : なし
- ⑧ 申請書様式 : 次に掲げる事項を記載した届出書(様式自由)
- ・ 個人所有の場合には、氏名及び住所、法人所有の場合には法人名、代表者の氏名及び住所
  - ・ 船名、船舶番号、船籍港及び国際トン数証書(確認書)の番号
  - ・ 国際トン数証書(確認書)を返還することができない理由
- ⑨ 記載要領・記載例 : 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 : 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。
- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| 北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 011-290-2771 |
| 東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課  | 022-791-7516 |
| 関東運輸局海上安全環境部監理課      | 045-211-7222 |
| 北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課    | 025-285-9158 |
| 中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課  | 052-952-8021 |

近畿運輸局海上安全環境部監理課	06-6949-6423
神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課	078-321-7052
中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	087-802-6825
九州運輸局海上安全環境部監理課	092-472-3173
沖縄総合事務局運輸部船舶職員課	098-866-1838

- ②受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③相談窓口 : 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。

### 3. 手続情報

- ①審査基準 : 船舶が、1の③に記載する状態となったことが認められること。
- ②標準処理期間 : 1日
- ③不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による